



理事長随想⑨

『師』と『士』

堤 修三

私たちの社会福祉法人サン・ビジョンでは様々な職種の人が働いている。法律に基づく国家資格を挙げても、医師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士・(管理)栄養士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士などの皆さんだ。国家資格という意味では、ほかに歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士・義肢装具士・歯科技工士・歯科衛生士などの保健医療関係のほか、弁護士・弁理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・土地家屋調査士・中小企業診断士など法務・経営関係にも数多くの職種がある。ところで、これらの国家資格の職種には「師」と「士」の2つがあるが、何故、そのような使い分けがされているのだろうか。何か使い分けの基準があるのか知らん。

「師」というと、現在は教師・師匠・師範という言葉から“先生”という語感があるが、もともとは技術・技芸の専門家という意味合いが強かったようだ。絵師・^{きょうじ}経師・^{くすし}薬師・^{おんみょうじ}陰陽師・庭師など。医師の例を見てみると、「医」だけで“くすし”と読む(平安末期の字書「色葉字類抄」など)ことから分かるように、かつての医者は病気の治療=薬の調合が主と捉えられていたからか、明治政府は“先生”というより“技術者”として「医師」の語を採用したのである。しかし「医師」は、必ずしもすんなり定着したわけでもないらしい。西洋医学を修めた指導的な医者やその団体の間で、「医師」を「医士」と書くことが流行したと言う。陸軍省医務局長・陸軍軍医総監にもなった文豪・森 鷗外は「庭師・経師などと同一な言語形式の法から出て居るからであろう。若し^も左様なら^{きょうじ}愚極まる」(「医師法案評」)と書き、自らも「医士」の語を頻用した文章(「新僧医」ほか)を書いているそうだ【このあたり、布施昌一『医師の歴史』(中公新書 1979)に拠る]。先日、永井荷風の「夢の女」1903(明治 36)を読んでいたら、「医士の診察を乞う」といった表現が出てきたので、「医師」の称が安定したのは明治 40 年代に近づいてからだという布施の指摘が正しいことを実感した次第。もっとも荷風は鷗外に心酔していたから、その影響だったのかもしれない。また、これも布施が書いていたことだが、江戸時代、医者への身分は学者(儒者)に劣るとされる一方、貧苦にあえぐ儒者を尻目に、医者の中には大名や富商を患者として巨利を得、蓄財するものもいた(「医者寒からず、儒者寒し」、古くは鎌倉時代の医書である僧医・梶原性全が書いた『頓医抄』のなかにも医業の営利主義について記載がある)ので、鷗外はそんな医者へのイメージを嫌い、医者も「士」(武士)であることを強調したかったのだろう。実際、士大夫意識が強烈だった江戸中期の学者・政治家の新井白石は、就職先がなかなか得られず、周囲の人から医者になることを勧められた際、それを固く断ったと言う。実際、江戸時代から続く開業医の営利主義的風潮は今も残っており、国民皆保険のさまざまな仕組みの下で何とかコントロールされているのだ。

保健医療関係の国家資格に「師」と「士」が混在していることに関しては、西澤 弘(労働政策研究・研修機構主任研究員)は、①医療分野の技術的な職業であること、②第二次大戦前に既に職業として成立していたことの2つの共通点があると指摘する(『日本労働研究雑誌』No.645/April2014)。

PT・OTなども立派な技術的な職業であるから、①だけでは説明不十分であろう。診療放射線技師や臨床検査技師（当初は衛生検査技師）は戦後に国家資格化されたが、職業としては戦前から存在していたから西澤基準に該当するにしても、同様の事情にある歯科技工士については当てはまらない。師と士の使い分けは、国家資格化以前の慣用的呼称や業界団体の希望に沿ったというのが実態に近いのかもしれない。

それにしても、最近国家資格化された「公認心理師」の呼称は何とも面妖^{めんよう}である。その資格の法定化を巡っては、大学側にも“学部卒”か“修士課程卒”かで、意見の違い（心理学系と教育学など他の系統）があったようだし、対象者の主治医との関係（法律では主治医の指示を受けると規定）についても医療関係者との間で議論があったはずだ。法制化以前はいろいろな呼称があったが、「臨床心理士」というのが最も多く用いられていたように思う。しかし、学校現場も「臨床」と捉えることに医療関係者が難色を示したのだろうか、それは採用されず、法律上の名称は「公認心理師」となった。法制化以前に呼称が複数あったことや現在でも他の名称を使用する例もあるから、“公認”が付されたのかもしれない。この職業は戦前には存在していなかったと思われるから、先の西澤基準②には当てはまらないが、心理学を基礎とする技術者であるとしても、「心理師」という語が与える印象はどうか。呪術師・祈祷師・魔術師・霊媒師などにもつながるような感じがあり、社会的な印象はイマイチなような気がする。“公認”を付しても殆ど変わらないのではないか。

法務・経営・福祉の分野における国家資格はすべて「士」である。いずれの資格も専門知識と技術に基づくものであるはずだが、戦前戦後を問わず、「師」ではなく「士」である。これにつき西澤論文は、「士」は明治時代になって西洋の制度を導入するようになってから使われ始めた職業名表記であり、当初は技術的な職業以外に用いられていたが、その後、職業の性質及びその成立時期を問わず、専門的な性質の職業を表す共通の接尾辞として使用されている」としている。“弁護士”という職業は明治5年に導入されたが、当初は「代言人」という名称であった。それが、明治26年制定の弁護士法により「弁護士」となったのだが、その背景は何だったのか。西澤論文はそれに触れていないが、当時、いい加減で頼りにならない代言人を「三百代言」と罵ったことから、それを避けるため「弁護士」の呼称が採用されたのではないか。あとの資格は“弁護士に倣え”だったのだろう。

それはさておき、「師」であれ「士」であれ、それらの専門資格が高い垣根を作って相互の連携を難しくし、かえって総合力を発揮しにくくなっている実態もあるのではないか。我がサン・ビジョンの現場では各職種間の連携・相互理解は上手くいっているのか知らん。むかし私が○大学に在職中、修論・博論審査で「**（何らかの専門資格）の立場から」という副題の論文を何度か読んだことがあるが、そのような立場を前提とすることで、それだけ議論の幅を狭めてしまうように感じた。職種ごとの資格には「専門資格は不自由にする*」という側面もあるのかもしれない。専門資格に縛られて自由な発想ができなくなるという意味だが、医学・看護学・福祉学・法律学などいずれの専門分野でも、それに囚われていては対象である人間や社会の全体像が見えてきにくい。専門知識や技術は大事であるにしても、自由な発想で人間や社会そのものを理解しようという柔軟さと謙虚さを失わないようにしてほしいものだ。

*ヨーロッパ中世、農村から逃亡してきた農奴も満1年間、異議を申立てられなければ、都市法により、自由身分になったことを意味する。